

東京大学の原子力施設における品質方針

令和 3 年 7 月 1 日

総 長 裁 定

1. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）（以下「規則」という。）第 9 条第 1 号の規定に基づき、東京大学の原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年 6 月 1 0 日法律第 1 6 6 号）第 2 条第 7 項に規定する原子力施設のうち同法第 2 3 条第 2 項第 5 号に規定する試験研究用等原子炉施設をいう。）における原子力安全（以下「安全」という。）に係る品質管理を実施するための基本的な方針（以下「品質方針」という。）を次のとおり定める。
 - (1) 安全の確保を最優先とする。
 - (2) 法令等（自ら定めた規定等を含む。）を遵守する。
 - (3) 保安のための業務に参画する全ての者の間で、情報共有及び相互理解に継続的に取り組む。
 - (4) 保安活動の改善を継続的に行う。
2. 品質方針は、規則第 1 1 条に掲げる事項に適合しているものとなるよう、毎年、見直しを行う。